

令和 3 年度
千早赤阪村農業施策に関する意見書

令和 3 年 4 月 19 日

千早赤阪村農業委員会

はじめに

平素は、千早赤阪村農業振興にご尽力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、本村の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手の不足、遊休農地の増加、有害鳥獣による被害の拡大など、非常に厳しい状況が続いております。

村農業委員会では、農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会の必須事務として位置付けられた農地等の利用の最適化の推進に向け「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」に努めております。

さらなる農地等の利用の最適化を効率的かつ効果的に実施するために、農業委員会等に関する法律第 38 条の規定では、「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関等に対し、農地等利用最適化推進施策について意見を提出し、関係行政機関等は提出された意見を考慮しなければならない。」旨が義務付けされております。

つきましては上記条文の規定に基づき、是非ご一考願いたい本村に必要な農業施策について農業者を代表して意見書を提出いたします。

ご査収の程お願い申し上げるとともに農業施策の企画立案及び予算編成にあたり十分にご考慮いただきますようお願いいたします。

令和3年4月 19 日

千早赤阪村長 南本 斎 様

千早赤阪村農業委員会

会長 仲野 清秀



1 遊休農地対策及び担い手の確保について

本村では、農業者の著しい高齢化や担い手の不足、傾斜地等の営農条件の悪さによって、遊休農地面積が増加しています。令和2年度の遊休農地の面積は村内農地約 222ha の内、約 48ha あり、管内農地面積の 21%を占めています。また遊休農地が進行しすでに山林原野化している農地についても約 48ha あり、結果として村内農地の 43%が健全な農地ではないという結果が出ました。

遊休農地は長年放置することで、灌木やくずなどの除去が困難な草木が発生し、農地への復元が困難になることや有害鳥獣の棲家となり周辺農地へ深刻な被害を与え、耕作放棄を助長させかねない大きな問題となります。

そういった遊休農地の発生を防止するため、農地中間管理事業を利用した効率的な貸借を推進し、特に借り手を確保するための周知・支援策を推進していただきたい。

また、村内でも積極的に耕作を行っている既存の担い手を支援するため、小規模農地の集約化や農地の基盤整備について地元での話し合いを推進し、意見調整の上、ほ場整備事業等の効率的な農業を推進する事業を検討していただきたい。

2 有害鳥獣対策について

有害鳥獣による被害は、農業者の生産意欲の減退につながり、遊休農地の増加の要因となります。農家においてこの対策は負担が大きく苦慮している状況であり、継続して対策を講じる必要があります。つきましては、引き続き防護柵等の設置及び更新にかかる支援を続けていただきたい。

また、令和元年度に千早赤阪村鳥獣対策実施隊が組織され、村内で多くの有害鳥獣の駆除に取り組んでおられることかと思いますが、里に下りてきている有害鳥獣の駆除のみにとどまらず里に近づけない広域的な被害防止対策に取り組んでいただきたい。

そのためにも里と山際との境界線への防止柵の設置や、地区住民への有害鳥獣に関する啓発活動などを充実していただきたい。

3 兼業農家・小規模農家への支援について

村内の農家の大多数は兼業農家であり、中山間地域の本村では一筆あたりの面積が狭小で、非効率的な農地が多くあります。そういった農地の維持管理は農業経営の足かせとなる部分が大きく、継続的な農業の経営をより困難にしている側面があります。そのため、国の中山間地域等直接支払制度等を活用し、遊休農地を増やさない取り組みが必要です。

村内の主たる担い手は兼業農家や小規模農家であり、これらの方々の健全な農業生産活動こそが村内の農業を支えている根幹であります。そのため、兼業農家・小規模農家への草刈り、農道・水路の改修等の維持補修費への補助や機械・施設の導入に係る補助金を創設していただきたい。

また、人・農地プランの実質化を行い、今後村内で中心となる担い手への支援策を検討することで村の10年後の農業の形を明確にしていきたい。

このままでは衰退していく村内農業のV字回復を図るため、「いちご」に続く新たな特産物創設を推進し、村内農業のより一層の活性化を目指していただきたい。

そのためにも、村内農家の身近な相談役として技術的な指導や農家の方々の様々な疑問や課題に親身に向き合う農業分野の専門職員を配置していただきたい。

4 農政担当課及び農業委員会事務局の体制強化について

農業委員会等に関する法律では、専任職員の配置及び養成等の措置を講じ、その事務に従事するために必要な知識・経験を有する職員の確保及び資質の向上を図るよう努めることとされています。つきましては、農業技術・農業振興の専門知識を有する職員の育成・確保について検討していただきたい。

また、村内農業を取り巻く諸課題に対して、村と農業委員会が一体となって取り組み解決していくため、自ら考え行動し柔軟に対応できる自立型職員を担当課及び事務局に配置するなど必要な措置を講じていただきたい。